

## 光ファイバー芯線等貸付要綱

〔平成19年5月1日  
告示第30-2号〕  
改正 令和元年10月1日告示第84号

### (目的)

第1条 この要綱は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成18年3月3日条例第54号）第7条の規定に基づき、おおい町が所有する光ファイバー芯線等を電気通信事業者に貸付けることに関し必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 光ファイバー芯線等 おおい町が所有する通信用光ファイバーケーブル、通信システム機器（GE-PON・スイッチ・スプリッタ）クロージャー及び接続盤をいう。

(2) 電気通信事業者 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の登録を受けた者及び第16条第1項の規定による届出をした者をいう。

### (貸付の対象者)

第3条 光ファイバー芯線等は、これを次に定める者に貸し付けることができる。

(1) 電気通信事業者

### (貸付対象物品)

第4条 貸付けできる光ファイバーケーブルは、別表のとおりとする。

### (公募方法)

第5条 町長は、貸付対象者の公募を町のホームページへの掲載によって行うものとする。

### (貸受申請)

第6条 光ファイバーケーブルの貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、おおい町光ファイバーケーブル借受申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

### (貸付けの決定)

第7条 町長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ、貸付けの可否について決定を行い、光ファイバーケーブル貸付承認通知書（様式第2号）又は光ファイバーケーブル貸付不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の貸付決定にあたり、総務大臣の承認が必要な場合は、当該申請について総務大臣に届出を行ったうえで、貸付けの可否を決定するものとする。

(貸付期間)

第8条 貸付期間は原則として10年とする。

- 2 本物件の貸付期間の延長を希望する場合、貸付期間満了の6ヶ月前までに延長を希望する 期間を明示し、書面によりおおい町に申し入れを行うものとする。この場合は、おおい町及び借り受け者が双方協議し、合意の上は期間を延長できるものとする。

(貸付料)

第9条 光ファイバー芯線等の貸付料は、これに係る維持管理相当分とする。

- 2 第1項の貸付料は、おおい町及び借り受け者との協議により見直すことができる。
- 3 借り受け者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に当該年度分を支払わなければならない。
- 4 年度の中途において借り受け者が利用を開始、もしくは終了する場合の料金は、第1項の貸付料を開始月から翌年3月までの、もしくは、終了年度の4月から終了月までの月数によって月割り計算(1ヶ月未満の期間は1ヶ月に切り上げるものとする。)した金額とする。

(維持管理等)

第10条 光ファイバー芯線等は、借り受け者の責任において適切な品質に維持管理するものとし、おおい町及び第三者に損害を与えた場合は、借り受け者がその責めを負う。

(障害時の復旧)

第11条 光ファイバー芯線等に障害が生じた場合、おおい町は迅速に復旧するものとする。

- 2 借り受け者は、光ファイバー芯線等に障害が発生したことを知得した場合は、直ちに おおい町に連絡するものとし、おおい町に対して必要な措置を講じるよう求めることができるものとする。
- 3 前2項の場合において、借り受け者はおおい町に対し適切な技術的支援を行うことができるものとする。

(支障移転)

第12条 光ファイバー芯線等を移転する必要がある場合、その情報を得たおおい町又は借り 受け者はお互いに速やかに連絡しなければならない。

- 2 光ファイバー芯線等の移転の時期、方法等について、おおい町及び借り受け者は協議のうえ決定する。
- 3 光ファイバー芯線等の支障移転により生じる費用は、その都度、おおい町及び借り受け者が協議のうえ決定する。

(転貸等の禁止)

第13条 おおい町又は借り受け者は、書面による事前の承諾を相手方から得た場合を除き、光ファイバー芯線等を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 おおい町又は借り受け者は、書面による事前の承諾を得た場合を除き、光ファイバー芯線等の賃貸の権利を第三者に譲渡し、又は担保にしてはならない。

(守秘義務)

第14条 光ファイバー芯線等の賃貸借契約を履行する過程において取得した相手方の顧客情報、経理情報、その他の情報を第三者に漏洩し、又は光ファイバー芯線等の賃貸借契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、法令上必要とされた場合又は書面による同意を得た場合は、この限りではない。

(損害賠償)

第15条 借り受け者が、故意又は過失によって、おおい町及び第三者に損害を与えた場合は、当該借り受け者においてその責めを負う。ただし、おおい町の故意又は過失による場合は、おおい町がその責めを負う。

2 光ファイバー芯線等の使用中、天変地異などおおい町及び借り受け者の責めに帰すことができない事由により生じた損害については、おおい町及び借り受け者は相手方に対して損害賠償を請求することはできないものとする。

3 おおい町の故意又は過失により光ファイバー芯線等の使用を不能にした場合は、借り受け者に対し使用不能期間の賃貸料相当額を賠償するものとする。

4 有線電気通信の停止に伴い発生するすべての損害については、借り受け者の負担とする。

(契約の解除)

第16条 おおい町又は借り受け者は、相手方の書面による同意なしに賃貸借契約を解除することはできないものとする。ただし、おおい町又は借り受け者は、相手方が次の各号の一つに該当するときは、相手方に対して書面による事前通知を行い、この賃貸借契約を解除することができるものとする。

(1) 正当な理由がないにもかかわらず、相手方がこの賃貸借契約を履行せず、催告を受けてもなお履行しないとき。

(2) 電気通信事業法第18条の規定に基づき、借り受け者がこの賃貸借契約に係る電気通信事業の休止若しくは廃止又は法人を解散したとき。

(3) 電気通信事業法第14条の規定に基づき、借り受け者が事業の登録を取り消されたとき。

附 則

この告示は、平成19年5月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月1日告示第84号)

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

【別表】貸付対象物品

No.	起点	～	終点	区間(地区)	空心線数	距離(m)
1	笹谷3(F40a)クロージャ	～	笹谷15(F52a)クロージャ	笹谷	1	518.0
2	佐分利幹線E1(E1a)クロージャ	～	万願寺18(E98a)クイロージャ	父子～万願寺	44	752.0
3	万願寺18(E98a)クロージャ	～	万願寺14(E150a)クロージャ	万願寺～広岡	4	508.2
4	佐分利幹線E1(E1a)クロージャ	～	父子5W1(E73a)クロージャ	父子	4	152.0
5	佐分利幹線E1(E1a)クロージャ	～	父子8E2(E18a)クロージャ	父子	52	595.0
6	佐分利幹線A1(A1a)クロージャ	～	岡田支6(A51a)クロージャ	本郷～岡田	20	1,106.4
7	水門13S23(A17a)クロージャ	～	岡田支6(A51a)クロージャ	本郷～岡田	4	556.7
8	佐分利幹線B1(B1a)クロージャ	～	本郷2E3E2(B45a)クロージャ	本郷	52	348.9
9	本郷2E3E2(B45a)クロージャ	～	加斗23(B82a)クロージャ	本郷～尾内	72	1,372.0
10	本郷3N4(B8a)クロージャ	～	なごみ診療所	本郷	4	441.0
11	本郷3N11(B15a)クロージャ	～	あみーしゃん大飯	本郷	4	270.0
12	野尻20E1(D53a)クロージャ	～	野尻20E12(D139a)クロージャ	山田	8	401.2
13	野尻20E12(D139a)クロージャ	～	大津呂浄水場	山田	4	1,149.9
14	大津呂川19(D159a)クロージャ	～	大津呂川19S15(D182a)クロージャ	山田	4	532.9
15	本郷54(C21a)クロージャ	～	小堀分5(C50a)クロージャ	本郷～小堀	4	899.9
16	本郷幹線C1(C1a)クロージャ	～	水門24E3(C135a)クロージャ	本郷	52	265.8
17	水門24E3(C135a)クロージャ	～	本郷41S8(C159a)クロージャ	本郷	40	411.4
18	成和11S4(A36a)クロージャ	～	成和7S2W1(A45a)クロージャ	成和	4	170.7
19	浜7W17E5(A11a)クロージャ	～	海岸第二分8R1(A29a)クロージャ	青戸	48	343.0
20	本郷36(B94a)クロージャ	～	浜3(B81a)クロージャ	本郷	16	130.6
21	佐分利195(232a)クロージャ	～	佐分利208(336a)クロージャ	安川～安川	4	434.0
22	佐分利208(336a)クロージャ	～	川上幹30(359a)クロージャ	安川～安川	28	405.0
23	川上幹47(389a)クロージャ	～	川上幹58(411a)クロージャ	安川～三森	8	476.0
24	佐分利169(69a)クロージャ	～	佐畑幹10(116a)クロージャ	小車田～佐畑	10	452.0
25	大島幹線G1(G1a)クロージャ	～	大島幹26(G59a)クロージャ	日角浜～畑村	40	1,536.2
26	赤礁266(G89a)クロージャ	～	赤礁268G1(G117a)クロージャ	脇今安	16	137.6
27	赤礁189(E40a)クロージャ	～	大山18S1(E79a)	浦底～大山	12	312.5
28	名田庄中継基地	～	納田終85(A709)クロージャ	小和田	14	8,217.9
29	名田庄中継基地	～	納田終58(A662)クロージャ	仁井	20	7,267.1
30	名田庄中継基地	～	納田終52E2(A631)クロージャ	南	2	6,936.5
31	名田庄中継基地	～	蛇頭122(A452)クロージャ	大滝	28	8,976.6
32	名田庄中継基地	～	蛇頭41G1(A355)クロージャ	蛇頭	10	6,313.1
33	名田庄中継基地	～	奥名田183S2(A291)クロージャ	黒瀬	22	2,417.0
34	名田庄中継基地	～	奥名田104N3(A154)クロージャ	井上	8	2,288.8
35	名田庄中継基地	～	中村10W8(A76)クロージャ	中村	12	1,615.6
36	名田庄中継基地	～	奥名田68(B60)クロージャ	下(上条)	36	760.5
37	下支5(B9)クロージャ	～	奥名田68(B60)クロージャ	下(上条)	8	672.3
38	下支8(B15)クロージャ	～	奥名田68(B60)クロージャ	下(上条)	4	554.2
39	下支11(B36)クロージャ	～	奥名田68(B60)クロージャ	下(上条)	8	400.4
40	下支13(B38)クロージャ	～	奥名田68(B60)クロージャ	下(上条)	4	303.3
41	名田庄中継基地	～	染ヶ谷分80(C642)クロージャ	染ヶ谷	18	7,913.7
42	名田庄中継基地	～	槇谷98N1(C559)クロージャ	槇谷	23	6,943.5
43	名田庄中継基地	～	槇谷分36(C488)クロージャ	堂本	30	4,256.8
44	名田庄中継基地	～	知三23G9(A313)クロージャ	尾之内	23	6,423.1

様式第1号（第6条関係）

おおい町光ファイバーケーブル借受申請書

年 月 日

おおい町長 様

住所  
申請者  
氏名 印  
(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

おおい町光ファイバー芯線等貸付要綱に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、私は、貸付けが承認された場合は、住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）、連絡先電話番号、利用区間（アクセスポイント等名称）、利用目的（利用概要）について、関係機関に情報提供することを承諾します。

利用目的		
利用開始予定日	年 月 日（実際の利用開始は利用承認日以後とする）	
利用終了予定日	年 月 日	
担当者連絡先 （利用中のメン テナンス情報、 緊急情報等の連 絡先）	所在地	〒
	所属部署	
	氏名	
	電話番号	
	F A X	
	E-Mail	

1 利用申請区間（別紙可）

アクセスポイント等名称～アクセスポイント等名称	利用希望芯線数
～	
～	
～	
～	

2 申請者の業務概要（別紙可）

--

3 利用の概要及び情報格差の是正、住民サービスの向上等の効果（別紙可）

--

4 利用するシステム構成（別紙可）

※利用するネットワーク等の構成図を添付し、利用希望の区間及び芯線数の根拠となる資料（送受信する情報の内容、想定トラフィック量など）を明示すること

--

5 接続するインターネットサービスプロバイダ名

※プロバイダサービス利用を目的とする場合のみ記入すること。

--

様式第2号（第7条関係）

おおい町光ファイバーケーブル貸付承認通知書

第 号  
年 月 日

様

おおい町長 印

年 月 日付けで申請のあったおおい町の所有する光ファイバーケーブルの貸付けについて、次のとおり承認します。

貸付利用者	所在地	〒	
	団体名		
	代表者氏名		
貸付利用目的			
貸付開始年月日	年 月 日		
貸付終了年月日	年 月 日		
アクセスポイント等名称 ～ アクセスポイント等名称		貸付芯線数	

様式第3号（第7条関係）

おおい町光ファイバーケーブル貸付不承認通知書

第 号  
年 月 日

様

おおい町長 印

年 月 日付けで申請のあったおおい町の所有する光ファイバーケーブルの貸付けについて、下記理由により不承認となりましたので通知します。

記

理由